

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

いつかためになる

法律知識

Vol.9

弁護士に依頼してみる・2



弁護士 井上 航

産業・賠償対策課 主幹
(所属：第二東京弁護士会)

一般的に、弁護士に事件を依頼する場合には「着手金」が必要です。「着手金」は事件を依頼する際に支払う費用であり、結果的に事件解決が失敗に終わっても、返ってくることはありません。「着手金」の分割払いができる場合がありますが、「着手金」ゼロの成功報酬制は、ごくまれにしかありません。

失敗の場合でも「着手金」を支払うのは納得できないという方もいます。しかし、「着手金」がないと、弁護士はタダ働きとなる危険があります。その間にも事務所の賃料や人件費は支払わなければなりません。一人の弁護士が受任できる事件数は限られていますから、難易度が高い事件や、長期間を要する高リスクの事件は受任しなくなります。「着手金」があることで、弁護士は腰をすえて活動できるのです。

Q 悪徳弁護士に法外な費用を請求されないか心配です。

A 弁護士費用については、独占禁止法などにより一律の基準を定めることができないため、弁護士事務所ごとに基準を設けることになっています。日本弁護士連合会では、弁護士報酬の目安について2008年にアンケート調査を行い、ホームページ上で公開していますので参考にできます。『市民のための弁護士報酬ガイド』2008年度アンケート結果版』

例えば、知人に貸した300万円の返還請求を弁護士に依頼する場合、内容証明郵便による督促の手数料が3万円前後、さらに訴訟を依頼した場合には着手金として15万〜20万円前後、裁判で勝ち相手方が返済した場合には報酬として30万円前後を請求するとの回答が多かったようです(費用としては、他にも実費(郵便代、印紙代、交通費など)が必要になります)。

残念ながら、悪徳弁護士のわかりやすい見分け方はないようです。弁護士が事件を受任する場合は、委任契約書を作成して報酬その他の弁護士費用について説明をしなければなりません

ので、その際に『弁護士報酬ガイド』などを参考にし、納得できるまで説明を求めていくしかありません。

弁護士費用についてトラブルになった場合には、各弁護士会が弁護士に関する相談窓口や紛議調停を設置していますが、契約の段階でよく確認しておく方がよいのは間違いありません。

Q 原発賠償を依頼する場合の費用を教えてください。

A 福島県弁護士会の原子力発電所事故被害者救済支援センターを通して弁護士の紹介を受け、東京電力に対する直接

交渉または紛争解決センターへの申立を依頼した場合、弁護士費用の目安としては、実費として1万円/人、着手金として3万7800円/人(同一世帯で複数人が依頼する場合は4万8600円/世帯)、報酬は原則として支払われた金額の2・16%から4・32%となります。

例えば、個人の方が1人で依頼し、東京電力から中間指針に沿った金額として200万円の支払を受けた場合、弁護士費用は合計9万1千円が目安になります。ここではすべてを詳細に説明することはできませんので、左記相談先や弁護士に直接確認してください。

相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所
事故被害者救済支援センター
TEL 024 (533) 7770
*受付窓口
(平日10時~15時)

■震災法テラスダイヤル
TEL 0120 (078309)
*福島市・二本松市・双葉郡広野町
に相談できる事務所があります。
県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業・賠償対策課賠償支援係
TEL 0243 (62) 0167